

細見美術館 友の会規約

- 第 1 条 (趣旨)
- 1 公益財団法人細見美術財団(以下「財団」という)の運営する細見美術館(以下「美術館」という)の文化活動に対し、幅広く支援及び支持を募るためにメンバーシステム(以下「友の会」という)を設ける。また、会の名称を「友の会「古今」とする。
 - 2 友の会に関する必要な事項は、本規約の定めるところによる。
- 第 2 条 (会員の定義)
- 1 本規約に定める会員とは、本規約を承諾した上で、第 3 条に定める手続きに従い友の会に入会を申し込んだものをいう。
- 第 3 条 (入会等手続き)
- 1 入会を希望するものは、所定の申込手続きを経ることとし、手続きの詳細は別途理事長(あるいは事務局長)にて定めるものとする。
 - 2 新規申込みは、随時受け付ける。
 - 3 更新手続きは、会員期間終了月の 2 カ月前より受け付ける。
- 第 4 条 (会員期間)
- 1 会員期間は 1 年間とし、新規入会の場合の会員期間は、入会日より、入会月の翌年同月末までとする。
 - 2 更新の場合の会員期間は、前期間の終了翌月 1 日より 1 年間(12 ヶ月)とする。
 - 3 入会日は美術館が申込及び会費の支払いの確認を終えた日とする。
- 第 5 条 (会員の種類)
- 1 会員の種類は、つぎの 3 種類とする。
 - (1)フェローシップ・メンバー(法人、個人会員)
 - (2)サポート・メンバー(個人会員)
 - (3)フレンドシップ・メンバー(個人会員)
- 第 6 条 (会費)
- 1 会費は、次のとおりとする。
 - (1)フェローシップ・メンバー 入会金 50,000 円 年会費 1 口 30,000 円
 - (2)サポート・メンバー 年会費 10,000 円
 - (3)フレンドシップ・メンバー 年会費 5,000 円
 - 2 既納の会費は理由の如何を問わず払い戻しをしない。
 - 3 財団は、会費を 30%の範囲内で財団運営にかかる管理費に充当することができるものとする。
- 第 7 条 (会員の特典)
- 1 フェローシップ・メンバーの特典は、次のとおりとする。
 - (1)会員証 4 枚発行、展覧会招待券等進呈
 - (2)会員証提示により、展覧会年間無料観覧
 - (3)細見美術館が主催・共催するイベントの招待または割引(適用の有無がある)
 - 2 サポート・メンバーの特典は、次のとおりとする。
 - (1)会員証 1 枚発行
 - (2)会員証提示により、展覧会年間無料観覧(会員本人に限る)
 - (3)細見美術館が主催・共催するイベントの招待または割引(適用の有無がある)
 - 3 フレンドシップ・メンバーの特典は次のとおりとする。
 - (1)会員証 1 枚発行
 - (2)会員証の提示により、展覧会年間無料観覧(会員本人に限る)
- 第 8 条 (特典の変更)
- 1 財団は、会員の事前の了承を得ることなく、第 7 条の特典を随時変更することができ、会員はこれを承諾することとする。
 - 2 特典を変更したことにより発生するあらゆる損害については、財団は一切責任を負わないものとする。
- 第 9 条 (個人情報の取扱い)
- 1 財団は、会員から収集した個人情報を識別又は特定できる情報(以下「個人情報」とする)を、展覧会に関する情報、関連イベントの紹介の目的のために利用し、他に利用しないものとする。
 - 2 財団は、つぎに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しないものとする。また、本条に基づき個人情報を開示する場合、開示先に対して、会員の個人情報を厳重な管理体制のもとで保管させ、かつ、他者への開示又は目的外の利用は行わないものとする。
 - (1)会員が事前に承諾した場合
 - (2)業務委託を行った場合
 - (3)法令により開示が必要とされる場合
 - 3 個人情報を登録するか否かは、会員の任意で決定するものとする。但し、必要事項を登録しなかった場合、会員は目的のサービスを受けられない場合があることを、予め了承するものとする。
- 第 10 条 (事務)
- 1 友の会に係る事務は、財団事務局が行う。

(附則)
この規約は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)
第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 11 条第 2 項を平成 22 年 4 月 1 日より改定する。

(附則)
財団の名称を平成 24 年 4 月 1 日より、公益財団法人細見美術財団に改称する。

(附則)
第 6 条第 3 項を平成 26 年 3 月 26 日より改定する。

(附則)
第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条を、平成 30 年 4 月 1 日より改定する。

(附則)
第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条を令和 3 年 7 月 1 日より改定し第 11 条、第 12 条を令和 3 年 7 月 1 日より削除する。

(附則)
第 6 条第 1 項を令和 7 年 3 月 25 日より改定し令和 7 年 9 月 1 日より適用する。